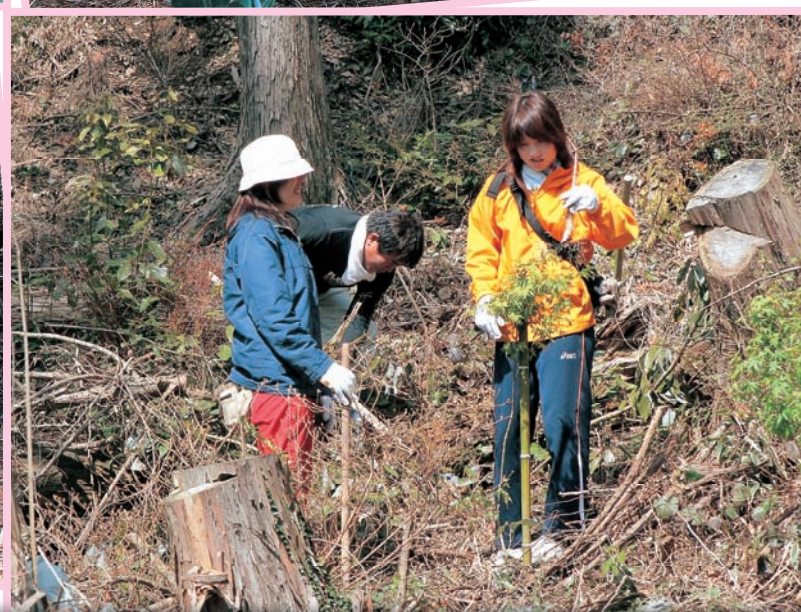


市報 おぎ



Vol.27



Photo「第1回海と山の自然を守り隊in天山」

2007
5
May

小城市総合計画（政策と施策編）	2～3
こんにちは！市役所です	4～19
まちの話題	20、21
健康コーナー	22
暮らしの生活情報	23
情報いろいろ	24、25

小城市総合計画（政策と施策編）

No.2

4月号では、小城市総合計画の全体の概要について紹介しました。今回は、目指す将来像及び基本目標を実現するための政策及び施策の概要と総合計画の体系図についてお知らせします。

次回からは、政策ごとに詳細を紹介いたします。

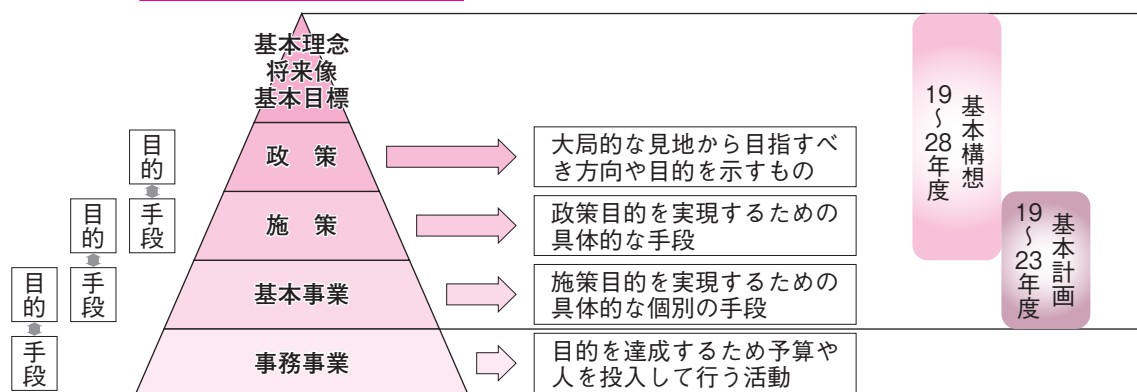
【問合せ】企画課 企画振興係（牛津庁舎） 担当 田中

☎63-8803

1. 政策及び施策の関係

小城市総合計画（基本構想、基本計画）は基本理念、将来像、基本目標、政策、施策、基本事業で構成しています。4月号で基本理念、将来像、基本目標と6つの政策を紹介しましたが、各政策には、政策を実現するための施策があり、各施策には、施策を実現するための基本事業があります。政策、施策、基本事業はそれぞれが目的と手段の関係になっています。事務事業は、総合計画を実施するために予算や人を投入して行う活動になりますので毎年の予算編成や業務の中で実施していくことになります。

総合計画構成イメージ図



2. 計画の推進

小城市総合計画を推進するためにその事業が目的達成のための適切な手段となっているか、何をどうしたのか、成果はあったのかということを検証する行政評価制度を導入します。そのため、各施策ごとに「主要成果の目標」を設定しています。

同時に、限られた経営資源（人材、財源、時間等）を必要な時期に必要な事業へ効率的かつ効果的に投入し、計画が遂行しやすい環境を整えるための組織・機構の見直しなど、行財政改革を強力に進めるとともに財政の健全化に努め、計画の確実な推進を図ります。

さらに、もう一つの重要なこととして、市民と行政との「協働」ということが大きなキーポイントとなります。

このため、各施策の最後に「期待される協働のイメージ」を明記しています。まちづくりの基本理念である“参画と協働”に基づき、市民の皆さま、地域・団体・事業者、行政が計画に示す将来像、基本目標の実現という共通の目標に向かって、協働により取り組んでいくことが必要です。

○期待される協働のイメージの例

施策「市民と行政との協働体制の確立」の「期待される協働のイメージ」

市民

- ・市報やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。
- ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。
- ・公募される審議会や委員会に積極的に参加します。

地域・団体・事業者

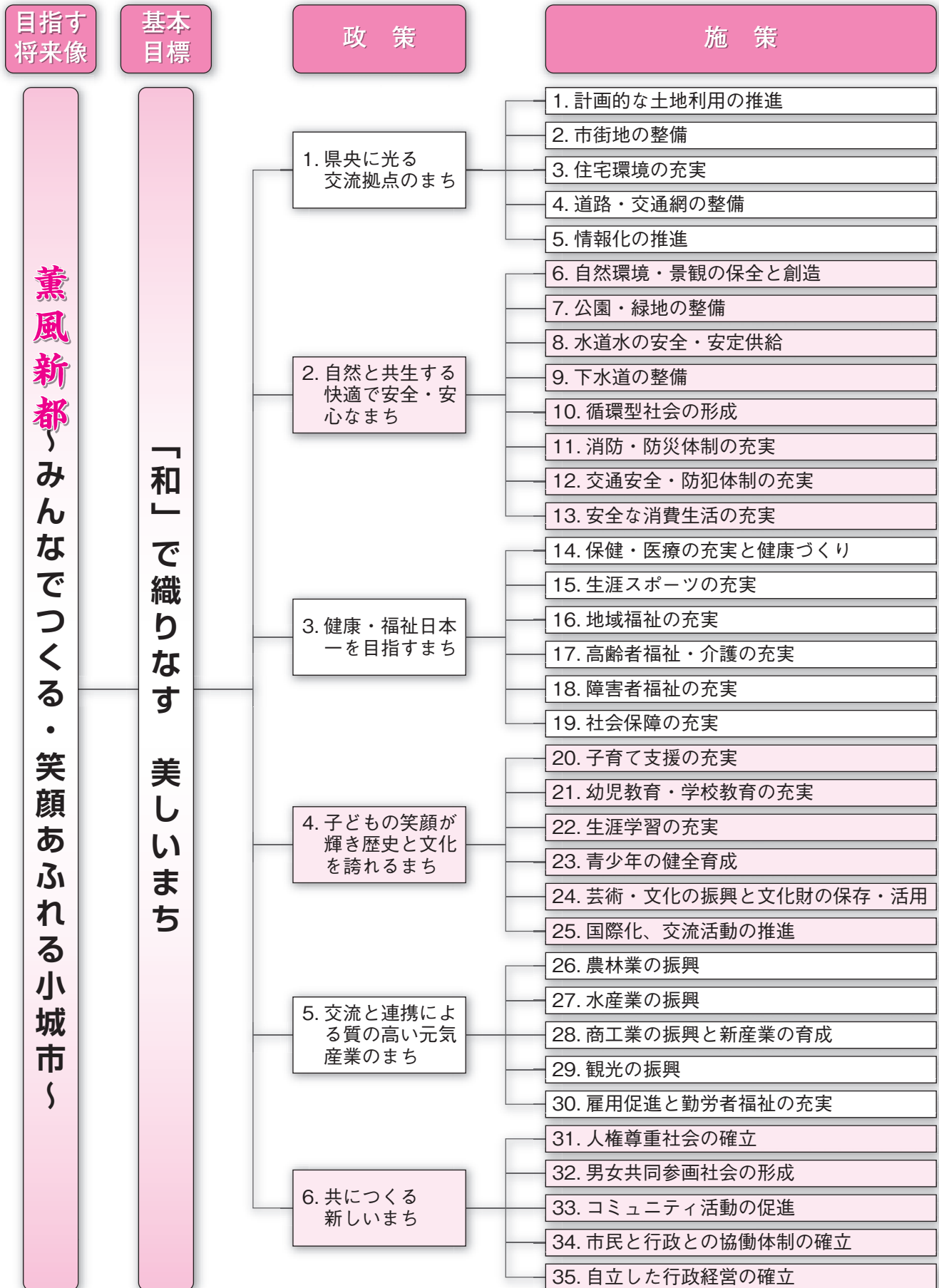
- ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。
- ・公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動を行います。

行政

- ・情報公開、広報・広聴機能を充実します。
- ・協働のまちづくりに関する講座や教室を開催します。
- ・計画策定等への市民参画の仕組みづくりを行います。

3. 総合計画の体系図

小城市総合計画の体系図は、下記のとおり6つの政策と35の施策から構成されています。



平成19年度国民健康保険税を改定します

国民健康保険は、各市町村が独自に運営しています。その財源は、主に国や県からの補助金と、皆さんからの国民健康保険税で賄っています。

小城市は、県内でも1人当たりの医療費が高く、しかも国民健康保険の基金（預金）残高もわずかになり、財政運営は非常に厳しい状況です。

このようなことから、やむなく平成19年度から国民健康保険税を、次のように改定することになりましたので、ご理解をお願いします。

なお、今後とも一人ひとりが自己の健康管理に努め、医療費の軽減にご協力ください。

①所得割

所得に次の割合を掛けて算出

平成18年度		平成19年度
小城市	9.5%	10.5%
三日月町	11.0%	11.0%
牛津町	11.0%	
芦刈町	10.5%	

※小城市は平成20年度から11.0%です。

②均等割（1人あたり）

平成18年度（年額）		平成19年度
小城市	26,000円	4町全て 年額 30,000円
三日月町	30,000円	
牛津町	30,000円	
芦刈町	30,000円	

③平等割（1世帯あたり）

平成18年度（年額）		平成19年度
小城市	30,600円	4町全て 年額 37,000円
三日月町	37,000円	
牛津町	37,000円	
芦刈町	37,000円	

④介護保険

< 18年度 >

	所得割	均等割 1人 当たり（年）	平等割 一世帯 当たり（年）
小城市	1.0%	6,600円	4,000円
三日月町	1.1%	6,000円	4,000円
牛津町	1.1%	6,000円	4,000円
芦刈町	1.0%	7,000円	5,000円

< 19年度 >

	所得割	均等割 1人 当たり（年）	平等割 一世帯 当たり（年）
	1.1%	6,000円	5,000円

※国民健康保険税と介護保険料は、1年分を10期に分けて6月から納付していただきます。

国民健康保険の課税限度額の引き上げ

地方税法施行令の一部が改正されたため、平成19年6月課税分から、国民健康保険税の“上限”を次のように改正します。



53万円 → 56万円

平成18年度

平成19年度



※介護保険料の限度額9万円を合わせると、最高限度額は65万円になります。

【問合せ】 税務課 課税係（小城市庁舎）担当 手島・中村 ☎73-8801
 国保年金課 国保年金係（小城市庁舎）担当 堤 ☎73-8802

高齢者の医療費等に関する意識調査

～アンケート調査集計結果～

昨年12月に実施したアンケート結果をお知らせします。

このアンケートは無作為に抽出した老人医療受給者1000人にお送りし、645人（回答率64.5%）の方に回答をいただきました。

今回は、みなさんがご自分の健康管理をする中で参考となるような項目を抜粋して掲載しました。病院にかかることの少ない方は、友人や家族との会話が長く、日ごろから食事や軽い運動で体力をつけていらっしゃるようです。かかりつけ医を持つ方も多く、体調が優れない時は我慢せずにお医者さんに相談されている様子がうかがえます。

健康管理は医療費削減の第一歩です！毎日元気に明るく楽しく過ごしましょう！

【問合せ】 国保年金課 老人医療係（小城庁舎） 担当 志波 ☎73-8802



■日ごろ健康のために心がけていることは何ですか？

複数回答

○休養や睡眠など規則正しい生活	367人
○健康診断を定期的に受け、健康管理する	337人
○栄養の偏りやカロリー・塩分の取り過ぎなど 食事に気をつける	309人
○少しでも具合が悪いとすぐ病院に行く	277人
○散歩・軽い運動などを定期的に行う	215人
○友人と話をするなどして気分転換をする	204人
○元気に働く	128人
○市の健康教室などに通う	18人

■「かかりつけ医」を持っていますか？

○もっている	579人
○もっていない	48人

■風邪をひいて発熱(37.5度)した時どうしますか？

○すぐにかかりつけ医を受診する	386人
○とりあえず休養して様子を見る	158人
○薬局で薬を買って飲む	45人
○その他	25人

■医療費通知を見えていますか？

○見ている	585人
○見えていない	48人



■医療費通知を見てどう思いますか？

○実際にかかっている医療費が よく分かった	433人
○受診状況がよくわかった	172人
○見てもよく分からない	39人
○あまり必要と思わない	33人

<その他の意見>

- ・もっと医療費を少なくしろと言われてい
るようで不愉快

■あなたが楽しみにしていることは何ですか？

複数回答

○テレビ・ラジオ	338人
○友人との付き合い・おしゃべり	257人
○家族とのだんらん	211人
○趣味や娯楽	172人
○老人クラブ等の活動に参加すること	151人
○仕事	74人

<その他>

- ・ボランティア活動
- ・愛犬との散歩

■その他のご意見（医療費適正化について）

- ・自身の安心感のための通院が多いように思われる。
- ・本当に必要な治療なのか、必要な薬なのか、疑問に思う。
- ・予防医療を徹底すれば医療費は下がる。
- ・医療費通知をもっと活用し、個人負担がいかに少なくす
んでいるかを周知すべき。

など、たくさんのご意見をいただきました。

ご協力ありがとうございました。みなさんのご意見は老人保健制度の充実に活用させていただきます。

税務課よりお知らせ

＜市税＞納期のお知らせ

市税等の納期は、次の表のとおりです。

税目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市県民税				1期		2期		3期			4期		
固定資産税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

※ 市税等の納付期限日は、上記表の各税該当月の月末（月末が土・日の場合は、金融機関の翌営業日）となります。

ただし、固定資産税（3期）及び国民健康保険税（7期）の12月分につきましては、28日（28日が土・日の場合は、金融機関の翌営業日）が納付期限日となりますのでご注意ください。

※ 各市税等の納付書の送付につきまして、各税第1期目の納付書送付時に年間（前納及び各期）分を送付いたします。上記表にて納付期限をご確認の上、金融機関等にて納付をお願いします。

※ 納付書は一括送付のため取扱い、紛失等には特にご注意下さい。

なお、納付には口座振替をご利用いただくと便利です。

【問合せ】税務課（小城庁舎） ☎73-8801

平成19年度以降の個人市県民税の税制改正について

○国から地方への税源移譲（三位一体改革における税率の改正）

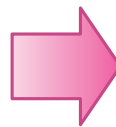
「地方にできることは地方に」という地方分権の観点から、財政や税制のしくみを変え、地方自治体に、国の権限を移していこうという「三位一体の改革」が進められています。

地方自治体が地域の特色にあった活力あるまちづくりを進めるには、自らの判断と責任で自由に使える地方税財源を充実させることが必要です。

このため、今回、国税（所得税）から地方税（個人市県民税）へ、約3兆円の税源移譲を実施し、その具体的方法として、個人市県民税所得割と所得税の税率が次のとおり改正されます。

- ・個人市県民税の税率を一律10%に改正（平成19年度分から適用）

課税所得	標準税率
～ 200万円以下	5%
200万円超～ 700万円以下	10%
700万円超～	13%



課税所得	標準税率
一律	10%

- ・所得税の税率を4段階から6段階に改正（平成19年分から適用）

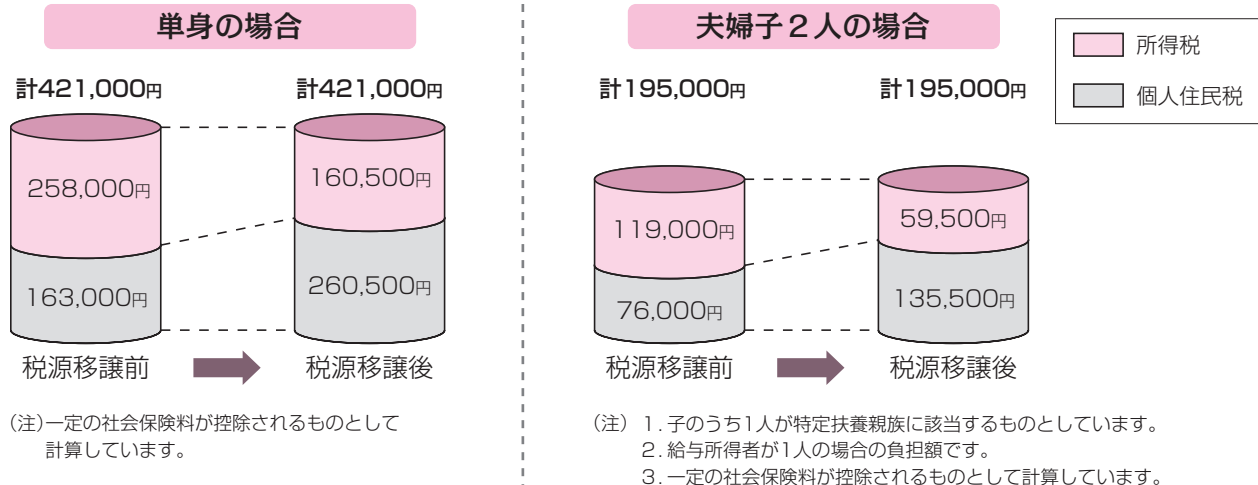
課税所得	税率
～ 330万円以下	10%
330万円超～ 900万円以下	20%
900万円超～ 1,800万円以下	30%
1,800万円超～	37%



課税所得	税率
～ 195万円以下	5%
195万円超～ 330万円以下	10%
330万円超～ 695万円以下	20%
695万円超～ 900万円以下	23%
900万円超～ 1,800万円以下	33%
1,800万円超～	40%

各課からのお知らせ

◆税源移譲による所得税・個人住民税の負担増減（例：給与収入500万円）



○定率控除等が廃止されます。

・平成11年度の税制改正において景気対策として導入した定率減税（所得割額に対する減税）は、景気状況の改善を踏まえて、平成19年度から廃止となります。

	現行制度	平成19年度分～
市県民税	所得割額の7.5%相当額 (控除限度額2万円)	廃止
	現行制度	平成19年分～
所得税	税額の10%相当額 (控除限度額12.5万円)	廃止

【問合せ】 税務課 課税係（小城庁舎）担当 楠田・北川 ☎73-8801

禁煙チャレンジコース参加者募集！

禁煙してみたい、禁煙に挑戦するけれどいつも挫折してしまう、無理なく禁煙したい・・・など。そんなあなたを3か月間を目標にサポートします。同じ仲間と一緒に禁煙にチャレンジしてみませんか？

◎対象：小城市民で、喫煙本数が1日平均20本以上の禁煙希望者

◎日時・場所・内容

初回面接日時	禁煙開始日	場所	内容
① 5 / 22 (火) 10:00～	6 / 1	桜楽館	禁煙のコツ、離脱症状への対処法、尿中ニコチン濃度、呼気中一酸化炭素濃度測定など
② 8 / 26 (日) 10:00～	9 / 1	ゆめりあ	
③ 8 / 27 (月) 10:00～	9 / 1	アイル	
④ 9 / 19 (水) 13:30～	10 / 1	ひまわり	

※ 禁煙開始前後、1か月・2か月・3か月後に保健師による面接、電話等によるサポート実施

◎申込期限：各コース初回日前日までに下記までご連絡ください。

【問合せ】 健康増進課 保健予防係（三日月庁舎）

担当 古賀・松尾 ☎73-8822



平成18年度小城市協働のまちづくり支援事業について紹介します

パートⅡ

①第6回棚田コンサート

- ②棚田コンサート実行委員会
- ③小城町 ④平成18年9月23日
- ⑤小城町 江里山農村公園
- ⑥298,600円 ⑦200,000円
- ⑧彼岸花祭りにあわせて実施。棚田にふさわしいコンサートとして、今回はオカリナ等の演奏を行った。地区の協力による開催。
- ⑨今後も、地域や他の団体との協力をはかりつつ、会場等の課題を解決しながら、よりよいものにしていきたい。

市民のみなさんと行政の協働によるまちづくり実現を目的とした「小城市協働のまちづくり支援事業補助金交付要綱」により、平成18年度に市民のみなさんによって行われた事業の内容について、前月に引き続き紹介します。

【問合せ】企画課 市民協働推進係（牛津庁舎）
担当 森永 ☎63-8803

- ①事業名 ②申請者 ③事務局所在地
- ④実施日 ⑤実施場所 ⑥事業費 ⑦補助額
- ⑧事業の主な内容
- ⑨今後の展望、感想など

①第5回ア・カペラコンテスト

- ②おぎおん（おぎ音楽ネットワーク）
- ③小城町 ④平成19年2月11日
- ⑤小城町 小城公民館
- ⑥405,792円 ⑦200,000円
- ⑧音楽による生き活きとしたまちづくりを目的とし、今年も県内外から幅広い層の出場者が熱唱され、観客にも感動を与えてくれた。
- ⑨歌は世界の標準語、誰でもいつでも楽しめる。このコンテストがア・カペラの九州の登竜門として定着し、プロの誕生を夢見ている。

①クリスマスコンサート

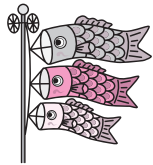
- ②牛津赤れんが会
- ③牛津町 ④平成18年12月16日
- ⑤牛津町 牛津赤れんが館
- ⑥228,023円 ⑦200,000円
- ⑧赤れんが館を拠点とした「まちづくり」活動の拡大を目指す恒例の行事。今回は幼稚園児の合唱、高校生のハンドベルの他に、おはなし会三日月との協調・協力もあった。
- ⑨市内の他の団体とも協力をしつつ、赤れんが館の魅力を更に広めていきたい。

①ムツゴロウ王国夜なべ談義

- ②ムツゴロウ王国芦刈まちづくりフォーラム
- ③芦刈町 ④平成19年3月17日
- ⑤芦刈町 保健福祉センターひまわり
- ⑥221,447円 ⑦144,000円
- ⑧地域の現状を把握し、住民の交流促進を図るため、まちづくりの現状と課題、方向性などを議論した。
- ⑨今年も様々な人が集まり、率直な意見を交わした。地域の人々の、まちづくりへの想いが高まったと思う。

①第2回小城市探検隊

- ②グループ「三日月」21
- ③三日月町 ④平成19年3月25日
- ⑤小城町 千葉城址その他
- ⑥134,638円 ⑦100,000円
- ⑧ウォークラリーで小城市の歴史や文化などを再確認し、地域の連帯をはかった。今年は「九州の小京都散策コース」を巡った。
- ⑨高齢者から子供まで各町からの参加があり、楽しい交流をしながらのウォークラリーになった。PR方法や他団体との連携は今後課題として検討する。



ゆるゆる、ゆるたり、心ゆたかに スローライフ広場 No.2

小城市は本年度から、市民の皆さまとの協働により「スローライフなまちづくり」を進めていきます。「スローライフなまちづくり」は、小城市の素晴らしい自然や歴史、伝統、文化を大切にし、その良さを身近に感じ、それらを暮らしに生かすことにより小城市で暮らす価値観に気づいていただくとともに、「緩急自在」にそれぞれにあった暮らし方をすることで、総合計画の基本目標である「質の高い美しいまち」を目指すものです。

「ゆるやかなスローライフ月間」

期間：平成19年9月～11月

小城市では、平成19年9月から11月までの3か月間を、“ゆるやかなスローライフ月間”と設定します。小城市内で実施される事業やイベント等を通して、地域の自然や歴史、伝統、文化の良さにふれ、地域の価値を再発見・再確認していただく月間です。

☆スローライフ月間に開催されるイベント情報チラシを作成予定です。スローライフをコンセプトにした事業等を上記3か月間に開催予定がある団体等は、情報を下記問合せ先までお寄せください。



スローライフ知っとこ！会のお知らせ



スローライフなまちづくりを取り組むための第一歩として、市民の方を対象にした研修会を開催します。

スローライフって何だろう？こんな疑問をお持ちの方、何だかおもしろそう！と興味をお持ちの方、また、まちづくりに取り組んでいる方やスローライフの視点でまちづくりを取り組んでみようとお考えの団体等は是非ご参加ください。

と き：5月22日（火） 19：00～21：00
場 所：小城市役所議会棟 議場（牛津庁舎横）
講 師：NPOスローライフジャパンから



スローライフについて、楽しくお勉強できる研修会です。多くの方の参加をお待ちしています!!



♪スローライフなまちづくりに取り組みませんか？

小城市の補助金を活用して、スローライフをコンセプトにしたまちづくりに取り組んでみませんか？

☆小城市を活性化させる事業、ふるさとの歴史・文化を伝承していく事業など、アイデア次第で様々な取り組みが出来ますヨ。

【補助金名称】

小城市協働のまちづくり支援事業補助金
※詳細については、お問い合わせください。

【問合せ】

企画課 市民協働推進係（牛津庁舎）
担当 坂田・田中 ☎63-8803 FAX63-8808

○スローライフ漫画



ジュンク

たんす・ベッドなどの粗大ゴミの処分

小城市では4月から粗大ゴミの収集（有料）をしています。

これまで解体や分解をして処理場へ持込む必要のあった粗大ゴミをご家庭まで収集に伺います。

※事前に申込みが必要です。

①収集料金 粗大ゴミ1個につき500円（前払い）

収集できる粗大ゴミ

具体的な例として、家具（たんす・机・いす）や、寝具（ベッド・ふとん）などです。

詳しくは小城市ゴミ分別カレンダー（平成19年度版）のごみの分別区分をご覧ください。

収集しないもの

※家電四品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵・冷凍庫）、パソコンは収集しません。

※小城市ゴミ分別カレンダー（平成19年度版 P15）に掲げているものは収集できません。

申し込み方法

②受付場所 生活環境課または各庁舎の総合窓口係で直接申し込みます。

受付時間：平日の午前8時30分から午後5時まで

③手数料の納付 処分する粗大ゴミの個数分の粗大ゴミステッカーが必要です。

ステッカーの枚数 × 手数料（500円）を窓口で支払います。

収集日について

④収集日の連絡 生活環境課より収集日の連絡・収集場所の確認を電話で行います。

収集場所は屋外敷地（玄関前、車庫前など）になります。

⑤収集日当日 粗大ゴミステッカーを貼り付けたあと、生活環境課と確認した収集場所に出しておいてください。（収集時はできるだけ立ち会いをお願いします。）

粗大ゴミを出す時の注意事項

- ・収集は申込の翌週となります。
- ・事業所等の粗大ゴミは申し込みできません。
- ・2段に分かれるタンスやイス・テーブルなどは、それぞれ個別の扱いとなります。
- ・人力（2人）で運び出せない重さ及び、長さ180cmを越えるものは収集できません。
- ・手数料の減免制度があります。

【問合せ】 生活環境課 廃棄物対策係（小城庁舎）担当 桑原・大島 ☎73-8803

常時出せる（月・火・木・金）資源物収集所が開設されました

小城市では、NPO法人と協力し、障害者の就労支援と、さらなるゴミの減量・資源化をすすめるため、資源物収集所を設置しました。

この資源物収集所では、毎週水曜日に集めている資源物とアルミ缶・スチール缶も集めています。ぜひご利用ください。

《収集日時》 毎週：月曜・火曜・木曜・金曜日 午前9時から午後4時まで

（ただし、祝・祭日、8月13日から8月16日、及び12月29日から1月5日は除く）

《収集場所》 小城消防署 北分署南側倉庫（小城町）

飼い犬には必ず予防注射を受けさせましょう

飼主は生後91日以上の子犬に毎年1回、狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。

4月の集合注射で注射を受けなかった犬は、動物病院等で予防注射を受けさせてください。
その後、生活環境課（小城庁舎）又は各庁舎総合窓口係で手続きをしてください。

▶ ご用意いただくもの

区 分	狂犬病予防注射済証 (獣医師の証明書)	手数料	その他
新規登録の場合	○	3,550円	
すでに登録済みの場合	○	550円	市から送付されたハガキ

- ▶ 他市町村から転入した犬（譲り受けた犬）については「鑑札」を交換交付しますので、**前住所地の鑑札**（または他市町村より送付された“**集団注射の案内ハガキ**”）を持参してください。
- ▶ 犬が死亡した場合は死亡届の手続きを行ってください。
(鑑札、狂犬病予防注射済票、印鑑を持参してください。)
- ▶ また、所有者が変更になった場合も届出が必要です。

放し飼いは、こわい！あぶない！めいわく！

散歩の途中や公園での**放し散歩**は他の人にとっては**大変迷惑**です。絶対にやめましょう！

放し散歩をしていると、こんなことが！

- ・ 農作物を荒らしたり、気付かない場所でフンをして他人に迷惑をかける。
- ・ 犬同士がケンカになり、人・犬ともにケガをする。
- ・ 雷や花火の大きな音に驚いて、突然走り出し行方不明になる。
- ・ 愛犬が突然、道路に飛び出し交通事故にあう。



犬の散歩は必ずリードヒモや鎖につないで行いましょう！

“散歩中”や“公園”などで犬を放すことは、愛犬が交通事故にあったり、迷い犬になることもあり、犬にとっても大変不幸なことではないでしょうか？

飼い主にはおとなしい犬でも、他の人（特に犬嫌いの人）は怖いことがあります。

また、散歩中は刺激が多く、少しの事でも驚いて、人や他の犬に噛みついてしまうことがあるので、必ずつないで散歩してください。（※散歩中にしたフンは飼い主が責任もって持ち帰りましょう。）

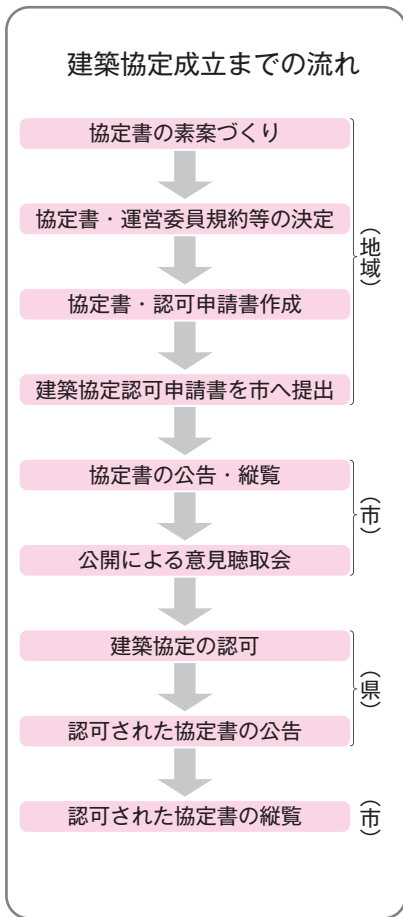
【問合せ】生活環境課 生活環境係（小城庁舎）☎73-8803 担当 秋野・野田

「和」が織りなす城下町小城の美しい街づくり

平成19年3月26日、小城本町開発組合が平成18年度佐賀県まちづくり活動支援制度を活用して実施する第3回策定委員会が本町公民館で開催され、1年間の活動成果が報告されました。策定委員会にまちづくり部会と建築協定部会を設置し、城下町小城のまちづくりの方向性や地域住民の合意で行う※建築協定（下記参照）による街並みづくりについて昨年7月から今年3月まで熱心な話し合いと実践活動が行われました。

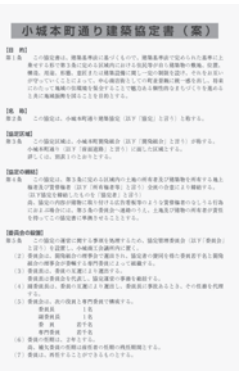
■建築協定部会

平成18年7月28日に、第1回建築協定部会が開催されて以来、同年9月7日には、建築協定による街並みづくりを進める鹿島市のさくら通りと浜宿酒蔵通りの視察が行われました。同部会では、城下町小城にふさわしい「和風」のイメージに合った本町商店街の統一の街並み景観づくりのために建築協定書案と建築協定ガイドブックを作成されました。今後、それをベースに土地・建物の所有者や地域住民の皆さんへの説明会を開催し、地域でつくるまちづくりのルールとして地域自ら決定・運用していくことを目標に活動を継続していくことが確認されました。



今年度は、建築協定の締結や観光案内ボランティアガイドの育成などの具体的な活動による中心市街地の賑わいづくりと街並み景観づくりの取り組みが予定されています。

【参照】※建築協定とは・・・地域の特性に応じて建物の用途、高さ、最低限敷地規模などの制限を、土地所有者等の全員の合意によって定め、お互いを守り合っていくことを「約束」する制度です。



建築協定制度について理解を深めてもらうため、対象地区住民向けに作成されたガイドブック

今回の活動の中で作成された小城本町通り建築協定書（案）



ぶらり歩図は小城本町界隈の公共施設や店舗等に備えてあります

まちづくり部会
平成18年7月28日に第1回部会を開催。以来、同年9月から12月にかけて事業者や地域住民、来街者を対象にしたアンケート調査を実施し、これからのまちづくり方向性について検討されました。その間、10月9日には小城駅・小城公園周辺のまち歩きイベントが開催されています。

また、郷土歴史研究家の岩松要輔氏を招いて小城の歴史について勉強会も開催されました。さらには、今年3月には同じく城下町としてのまちづくりを進める大分県杵築市の視察研修も実施されています。まちづくり部会では、小城公園周辺に点在する歴史的資源を再認識するとともに、今後のまちづくりに活かしてい

小城本町かいわいまちづくり方向性

(仮称)
いやしの城下町、小城

- 城下町の歴史文化を感じ、気持ちをあらためることができる、いやしのまちづくり
- 城下町という庭園で、住民が楽しめる、くつろげるまちに
- 歴史と文化を活かし、住民の暮らしを豊かに、来訪者が楽しめるまちに

まちづくりの視点

- 歴史文化の活用
- 景観形成
- 住民がくつろげる場所に
- 食文化の活用・掘り起こし
- 商店街の付加価値づけ
- 拠点の整備

まちづくり推進課 まちづくり推進係 (芦刈庁舎) 担当 江頭 進係
☎63-8826

◆一般住民アンケート
Q 小城町の自慢は？
① 小城公園 (26・2%)
② 羊羹 (12・1%)

◆まちづくり部会が実施したまちづくりアンケート結果
Q まちづくりとしてみんなで取り組んだらいいと思うことは？
① 商店街が魅力的となる取り組み (19・1%)
② 子ども達のがびのびと育つまちづくり (11・9%)
③ お年寄りがいきいき暮らせるまちづくり (11・7%)

◆まちづくり部会が実施したまちづくりアンケート結果
Q まちづくりとしてみんなで取り組んだらいいと思うことは？
① 商店街が魅力的となる取り組み (19・1%)
② 子ども達のがびのびと育つまちづくり (11・9%)
③ お年寄りがいきいき暮らせるまちづくり (11・7%)

◆まちづくり部会が実施したまちづくりアンケート結果
Q まちづくりとしてみんなで取り組んだらいいと思うことは？
① 商店街が魅力的となる取り組み (19・1%)
② 子ども達のがびのびと育つまちづくり (11・9%)
③ お年寄りがいきいき暮らせるまちづくり (11・7%)

◆まちづくり部会が実施したまちづくりアンケート結果
Q まちづくりとしてみんなで取り組んだらいいと思うことは？
① 商店街が魅力的となる取り組み (19・1%)
② 子ども達のがびのびと育つまちづくり (11・9%)
③ お年寄りがいきいき暮らせるまちづくり (11・7%)

◆まちづくり部会が実施したまちづくりアンケート結果
Q まちづくりとしてみんなで取り組んだらいいと思うことは？
① 商店街が魅力的となる取り組み (19・1%)
② 子ども達のがびのびと育つまちづくり (11・9%)
③ お年寄りがいきいき暮らせるまちづくり (11・7%)

Q 商店・商店街に期待する取り組みは？

- ① 景観を統一しておちついた町の雰囲気を作ってほしい (13・8%)
- ② イベントができる広場がほしい (朝市やフリーマーケット開催など) (13・4%)
- ③ 観光客も楽しめる商店街に (11・9%)

◆事業者アンケート

- Q 後継者はいますか？
① いない (52・0%)
② いる (44・0%)

Q 今後検討してみたいことは？

- ① 接客力を高めたい (15・2%)
- ① 情報発信に力をいれたい (15・2%)
- ③ 新規顧客開拓 (15・2%)

Q 商店街全体としてどのようなことに取り組んでいったらいいか？

- ① 商店街の空き店舗をお年寄りが気軽に寄れる場所になったらいい (25・0%)
- ① 飲食店を誘致する (25・0%)
- ③ 周辺の歴史文化を紹介した散策ルートマップなどを作り観光客も楽しめる商店街とする (12・5%)
- ③ 店の前にイスを置いて休憩できるようにする (12・5%)

小城市芦刈地区都市再生整備計画の公表について

本市では、まちづくり交付金を活用してソフト・ハード事業を一体的に実施するため芦刈地区の都市再生整備計画を策定しましたので、都市再生特別措置法第46条第10項の規定により公表します。

○名称	小城市都市再生整備計画	代表的 数値目標	地元購買率の向上 (%)	4.6%→10.0%
○地区名	芦刈地区		交流人口 (人/年)	71,400人→140,000人
○面積	43.7ha		居住者数 (比)	1.0倍→1.1倍

- 計画期間 平成19年度～23年度
- 大目標 人が集い心豊かに暮らす循環型スローフード・スローライフタウン
- 全体事業費 約7億円

※詳しくは、市のホームページをご覧ください。http://www.city.ogi.lg.jp

【問合せ】 まちづくり推進課 まちづくり推進係 (芦刈庁舎) 担当 江頭 ☎63-8826

障害者の就労支援

★資源物の収集を行います★

障害者の就労を支援するために、障害者の通所事業を行うNPO法人と協力し、資源物の収集を平成19年4月から下記のとおり実施しています。

決められた収集日・時間には、いつでも持込むことができます。

《収集日》 毎週：月曜・火曜・木曜・金曜日（ただし、祝日、8月13日から8月16日、及び12月29日から1月5日は除く）

《収集時間》 午前9時から午後4時まで

《収集場所》 小城消防署 北分署南側倉庫（小城町）

《持込める資源物》 市が毎週水曜日に回収している、ごみ分別カレンダーに掲載された資源物。

☆新聞・チラシ・段ボール・雑誌・本・包装紙・紙箱類・紙パック

☆プラスチック容器・包装プラスチック

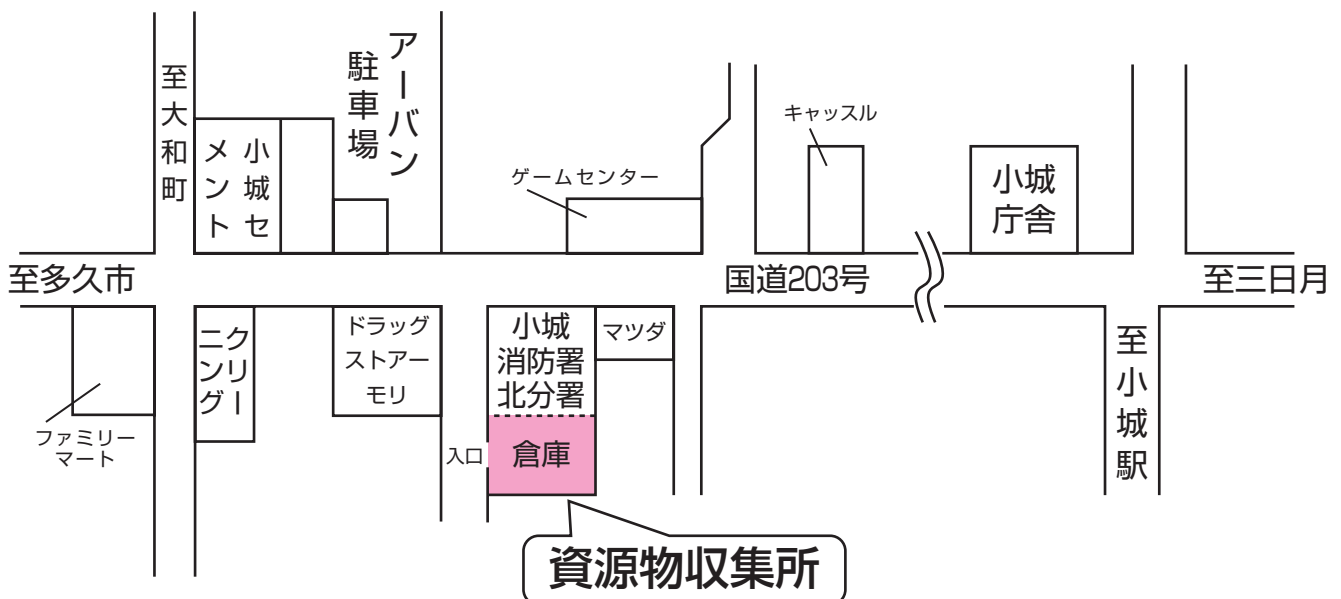
☆発泡スチロール・発泡スチロール製トレイ

☆ペットボトル（「PET」マーク）

☆アルミ缶・スチール缶

上記の資源物で容器など水洗いし、ラベルなどをはがして分別した物。

【問合せ】 高齢障害福祉課 障害福祉係 担当 山口 ☎73-8820



小城市のキャッチフレーズは「薫風新都「和」で織りなす 美しい小城市」です

小城市のキャッチフレーズについては、小城郡合併協議会の協定項目「慣行の取扱い」において「新市において新たに定めるものとする。」となっている。具体的には、「新市まちづくり計画において決定されているキャッチフレーズ等を参考とし、新市において将来像を表すキャッチフレーズを決定する。」となっている。

定しました「総合計画」の将来像、基本目標を考慮して、『薫風新都「和」で織りなす 美しい小城市』をキャッチフレーズとしました。

このキャッチフレーズは、小城市民の皆さんと小城市外の方にまちづくり（総合計画）のイメージをわかりやすく一言でお伝えするものです。今後は、市報、ホームページ、封筒などにキャッチフレーズを活用していきます。

【問合せ先】 企画課 企画振興係
（牛津庁舎） 担当 田中
☎ 63-8803

小城市キャッチフレーズについて

1. キャッチフレーズの必要性

小城市のキャッチフレーズについては、合併協議会の協定項目「慣行の取扱い」において「新市において新たに定めるものとする。」となっている。

具体的には、「新市まちづくり計画において決定されているキャッチフレーズ等を参考とし、新市において将来像を表すキャッチフレーズを決定する。」となっている。

新市まちづくり計画

○新市の将来像
薫風新都
～みんなでつくる・
笑顔あふれる小城市～

総合計画

○将来像
薫風新都
～みんなでつくる・
笑顔あふれる小城市～
○基本目標
「和」で織りなす 美しいまち

新市まちづくり計画において決定されている将来像及び総合計画において決定される将来像・基本目標を考慮して。

「キャッチフレーズ」

薫風新都「和」で織りなす 美しい小城市

**お気軽にご利用ください
総務省の行政相談**

平成19年5月21日（月）から平成19年5月27日（日）まで、春の行政相談週間です。

総務省では国などの行政に対する苦情、意見・要望を受け付け、行政運営の改善等に結びつける業務を行っております。

例えば、近年、保育園等で働く方を「保母」から「保育士」に改められました。これは男性からの行政相談をきっかけに制度が改められたひとつの例です。また、公的年金の支給日が休日と重なる場合の前倒し支給も、行政相談がきっかけです。

小城市では、総務大臣から委嘱された行政相談員4名の方にお願しております。行政でお困りのことがございましたら、お気軽にご利用ください。

◎相談日・場所

市報25ページに掲載

【問合せ】

佐賀行政評価事務所 行政相談課

☎ 22-2651

総務課 庶務文書係（牛津庁舎）

担当 園田・貞松

☎ 63-8800

下水道宅内排水設備工事にかかる補助金交付制度について

現在、小城市では排水設備工事のための補助金交付制度として、宅内改造積立金補助金交付制度があります。

宅内排水設備工事を行うためには、一時的に資金が必要となりますので、早めに積立を開始されることをお勧めします。

制度の内容は左記のとおりです。

【補助金交付対象者】

下水道積立を3年以上継続して（定期積立等）行った方。

【積立金の限度額】

1戸につき：100万円

※トイレが2ヶ所以上：150万円

【補助金の交付対象期間】

供用開始（下水道が利用できるようになること）より3年以内在宅内排水設備工事を行った方。

【補助金の交付額】

積立金額、または工事費用の2%の金額。

【積立金融機関】

小城市内各金融機関。

※交付対象区域、制度内容の詳細については、直接お問い合わせください。

【問合せ】下水道課 管理係

（芦刈庁舎） 担当 徳広

☎ 63-8827

小城市消防団辞令交付式が行われました

小城市消防団の新役員及び新入団員の辞令交付式が4月1日に小城消防署で行われ、合併以来小城市消防団を統括してきた牧瀬紀春団長が3月31日付で勇退され、小林正信新団長のもと、新たな体制でスタートしました。



今年度は、消防団に50名が入団し、新入団員を代表して牛津第2分団第3部の巨瀬貴志さんが宣誓を行いました。交付式に出席した市長は、「昨年は、1年間を通じた防災・防火及び迅速な消火活動など、市民が安全で快適に暮らせるまちづくりに重要な役割を果たされたことに感謝し、今後も日ごろの消防訓練と併せて、防災・防火活動をお願い



いたします。」とあいさつし、安全・安心のまちづくりのために消防団へ期待を寄せました。

辞令交付式終了後、さっそく新しく部長や班長になった団員と新入団員を対象に基本的な動作訓練と消防団員としての心構えについて講話などが行われ、消防団員としての意識を新たにしていきました。



春の交通安全県民運動が行われます

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」をスローガンに5月11日から20日まで春の交通安全県民運動が実施されます。

この期間中、通学時間帯に児童生徒への交通安全指導や高齢者や保護者への交通安全意識の推進、夜間外出時の反射材用品等の活用促進を図ることを基本として、「飲酒運転の根絶」、「自転車の安全利用の推進」、「シートベルトとチャイルドシートの着用」を重点に運動を展開していきます。市民の皆さんも交通ルールを守り、安全で安心なまちをつくっていきましょう。



防災最前線1

三日月の自主避難所を

「ゆめりあ」(三日月保健福祉センター)

に変更します。



自主避難所として、昨年まで使用していた「ドゥイング三日月」を三日月保健福祉センター「ゆめりあ」に変更します。

防災訓練を実施します！

昨年、県内で秋雨前線豪雨により唐津市相知町や伊万里市南波多町で土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。

そこで、小城市においても住民の防災意識の高揚等を目的に防災訓練を実施します。



- ・日時 5月27日(日)
- ・場所 小城市江里山川流域及び三日月町祇園川沿い
- ・内容 佐賀県と合同で土砂災害と浸水被害を想定した避難訓練を実施します。
- ・避難所 小城市公民館岩松支館と三日月幼稚園

地域の防災力を高め、日ごろから災害に備えましょう！

【問合せ】 総務課 消防交通係 (牛津庁舎)
担当 山口・挽地 ☎ 63-8800

みかんオーナー募集!

小城市牛津町上砥川のみかん農家が、農園の一部を希望者に提供する「みかんオーナー」を募集しています。希望者は農家に管理委託料や収穫するみかん代を含む申込金をお支払いいただければオーナーになれます。(申込金は木の大きさ、花芽の数に応じて1本千円から1万円) 収穫時期10月上旬から11月上旬まで10月中旬に農家やみかんオーナー同士の交流会を開催予定です。

※説明会と現地案内会を行います。

日時：5月20日(日)、23日(水)、25日(金) (雨天の場合も実施)

時間：13時30分より(3日間とも)

場所：佐賀県農業協同組合砥川支所2階会議室

※説明会終了後現地でオーナーの木を選定してもらい、申込金を徴収させていただきます。

【問合せ】農林水産課

農政企画係(芦刈庁舎)

担当 永淵

☎63-8820

総合健診のお知らせ

5月30日～6月6日にかけての7日間、三日月保健福祉センター「ゆめりあ」で健診を実施します。詳しくは5月間健康カレンダーをご覧ください。

12月に実施した希望調査で健診を希望された方には、すでに3月末に受診票を郵送しています。受診票が来ていない方も、当日会場で申し出ていただくとう診できます(但し、乳がん検診・歯周疾患検診は事前の電話予約が必要です)。また、お住まいの町以外でも受診できますので、ご都合のよい時においでください。

30歳以上の基本健診初回受診者には肝がんの原因であるB・C型肝炎ウイルスの検査をします。職場健診等でも検査したことがない方はぜひ受けましょう。

【問合せ】健康増進課

保健予防係(三日月庁舎)

担当 古賀・松尾

☎73-8822

小城市の給与・定員管理等の公表について(お知らせ)

小城市における職員の給与・定員管理等について、ホームページに18年度公表版を掲載(公表)しましたのでお知らせします。

内容は、18年9月に公表した「小城市の人事行政の運営等の状況」(市報おぎ平成18年10月号掲載)に、国、県及び他団体の数値を加えたものです。

『小城市の給与・定員管理等』の概要

- 1 総括
- 2 職員の平均給与月額
- 3 一般行政職の級別職員数等の状況
- 4 職員の手当の状況
- 5 特別職の報酬等の状況
- 6 職員数の状況
- 7 公営企業職員の状況

【問合せ】総務課

人事・給与係(牛津庁舎)

担当 高塚

☎63-8800

国民生活基礎調査 商業統計調査が実施されます 調査にご協力をお願いします

◆平成19年商業統計調査(卸売・小売業)

経済産業省では、6月1日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、全国の卸売・小売業を営む全ての事業所を対象とし、商業の実態を明らかにすることを目的としています。

この調査の結果は、国や都道府県、市区町村における商業の振興、中心市街地の活性化などの施策を進めるうえでの重要な基礎資料として多方面で利用されています。個々の事業所が経営指針を作る際にも役立っています。

【問合せ】企画課

企画振興係(牛津庁舎)

担当 山中

☎63-8803

◆国民生活基礎調査

厚生労働省では、6月7日現在で国民生活基礎調査を実施します。

厚生労働省は、赤ちゃんか

らお年寄りまで、国民のすべての皆様に健康で明るく豊かな生活を送っていただくことができるようにと、保健・医療・福祉・年金・雇用対策など幅広い仕事を行っておりますが、これらのためには、皆様の暮らしや働き方の実態を正しく知ることが必要です。

国民生活基礎調査は、こうした皆様の生活の実態を把握するために実施する大変重要な調査です。

●調査対象地区

小城中町西部、小城町上右原西部・東部、小城町萩ノ町西部南、三日月町五条、牛津町友田中西部、芦刈町永田東北

【問合せ】

佐賀中部保健福祉事務所

☎30-1321

※統計調査員が各事業所・世帯へお伺いした際は、ご協力くださいますようお願いいたします。尚、調査員は、身分を証明する「調査員証」を携帯しています。

調査員証の提示がないなど不審な点を感じた場合、電話による問い合わせに不審な点を感じた場合は、即答せずに、問合せ先までご連絡ください。

「人権のまど」

インターネットと人権

インターネットの普及により、誰でもが手軽に情報を収集したり、発信することができるようになりました。しかしながら、こうした手軽さから不特定多数の人に情報を送れ、しかも匿名で行えることから、プライバシー侵害や名誉毀損あるいは差別を助長する情報を掲載するなど、決して許されない行為が起きています。

モラルが問われます

自分の名前や顔を知られずに発信できるからといって、インターネット上ではどんな言動でも許されるというわけにはいきません。たとえ親しい仲間同士で使っている掲示板であっても、不特定多数の方に公開されることを考えモラルを守ることが重要です。

被害にあったら

もし、ホームページや掲示板上でプライバシーの侵害や差別的な発言を受けた場合は、情報発信者やサイトの管理人、プロバイダー等に記事の削除を要請してください。解決が困難な場合は佐賀地方務局

(☎26-2195) など行政機関にご相談してください。

人権相談コーナー

問 近所に障害のある人がいます。何か役に立ちたいと思っていますが、どう接すればよいのかわからずとまどっています。何か気をつけなければならぬことがあったら教えてください。

答 障害がある人を特別視しないでごく自然な気持ちで接することが大事です。具体的に何かを手伝う時は、まず、「お困りですか」とか「お手伝いいたしましょうか」などと声をかけてみてください。いきなり車椅子を押したりすると相手を驚かせてしまいます。どんな手伝いが必要か聞いてみてください。

相手の方が自分ひとりで行えることもありますし、その人なりのやり方もあります。手伝える側が一方的に判断して、頼まれてもいないことに手を出すことはかえって失礼になることもあります。

何か困っている方を見かけたら、障害者に限らず気軽に声をかけられたらいいですね。小城市では特設の人権相

談を開設しています。日程等は25ページの各種相談のコーナーをご覧ください。

【問合せ】市民課 人権・同和对策室 (小城市庁舎)

担当 小柳・円城寺
☎73-8800

軽自動車税の減免について

減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳をお持ちの方が所有する軽自動車のうち、一定の要件(障害の程度・使用目的等)を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。(小城市税条例第八十九条・第九十条による)

なお、減免を受けられる車両は普通自動車(県税事務所申請分)を含め1台のみです。※すでに申請され減免を受けてらる方につきましては、その車両の登録事項に変更が無い限りは新たに申請する必要はありません。

◆申請期間

5月10日～5月24日

◆申請場所

税務課 課税係
(小城市庁舎)

◆申請に必要な書類

障害者手帳等の各種手帳
運転者の免許証
減免を申請する車の車検証
印鑑(認印で可)

【問合せ】税務課 課税係
(小城市庁舎) 担当 中野
☎73-8801

骨粗しょう症検診及び予防教室のお知らせ

【対象】小城市に住民票のある40歳以上の方

【日程及び場所】

・5月16日(水) 小城市保健福祉センター
「桜楽館」
・6月26日(火) 三日月保健福祉センター「ゆめりあ」

なお、八月には牛津保健福祉センター「アイル」、九月には芦刈保健福祉センター「ひまわり」でも行います。詳細は、後日広報等でお知らせします。

【受付】

午前9時30分～10時

【検診・教室】

午前10時～11時30分

【方法】

【定員】 手のレントゲン撮影
1日に100名(要予約)

【料金】

500円(ただし①老人医療受給者②生活保護世帯③平成十八年度市民税非課税世帯の方は無料となります。当日会場で申請ください。②③の方は事前に申請することも出来ます。健康増進課へご連絡ください。)

【申込先】健康増進課
保健予防係
(三日月庁舎)

担当 山口
☎73-8822

【小城市子ども相談室】

ひみつはぜったい守ります

心のホットライン☎0120-72-1021

携帯電話からは☎0952-72-1021

【そうだん日】月・水・金よう日

(祝日や休日を除く)

【じかん】あさ9時30分～ゆうがた17時

(そのほかは留守番電話で受け付けます)

小城市本庁方式移行基本構想を策定しました

平成18年度事業として進めていきました小城市本庁方式移行基本構想の策定が完了しました。

本庁方式への移行については、小城郡合併協議会で確認された「5年を目途に本庁方式に移行する」という調整方針に基づき、平成17年度から検討を行ってきました。

平成18年度には市民を含む学識経験者で構成する小城市本庁方式移行検討懇話会を設置し、平成18年11月8日から4回の会議を行い、平成19年1月25日の第4回会議では市長に提言書を提出していただきました。

基本構想の概要については、現在の4つの庁舎の現状の分析、分庁方式の問題点の抽出を行ったうえで、本庁舎に必要な機能、規模についての検討を行いました。

また、本庁舎の場所については利便性、危機管理等の観点から検討を行い、3箇所の候補地（エリア）を選定しています。

コスト面については、現在

の庁舎を増改築して本庁方式に移行する場合と、新築する場合について、一般的に必要なと考えられる庁舎のモデル案を作成し、事業費等（用地費、建設費、維持管理費）の試算を行ったところ、増改築よりも新築の方が有利であるとの結果が出ました。

しかしながら、本庁方式への移行は庁舎だけの単独の問題ではなく、合併後の小城市が抱える多くの課題と関連付けて考える必要があることから、その課題も含めて総合的に判断した結果、既存庁舎を活用した本庁方式への移行を目指すこととしました。

なお、増改築は最小限とし、住民の利便性の向上のため、従来の庁舎のあり方にとらわれない新しい庁舎体制について、平成19年度末を目途に今後検討を行います。

「小城市本庁方式移行基本構想」につきましては、市民の皆様が閲覧できるように、市役所各庁舎ロビー、小城市民図書館（小城館・三日月館・牛津分室・芦刈分室）に設置しています。

【問合せ】

企画課 本庁舎準備室

（牛津庁舎）担当 野口
☎63-8803

男女共同参画コーナー

小城市男女共同参画プラン（案）への意見公募について

パブリックコメント（意見公募）にあたり、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

ご意見の概要とそれに対する市の考え方（要旨）を公表します。詳細については、各庁舎及び各市民図書館で閲覧できるほか、ホームページでもご覧いただけます。

【募集結果】

・募集期間 2月6日（火）
～2月28日（水）
・提出者 3人
・提出方法 メール1人、持参2人

◎地域活動等への定年後の男性の関わり方等、社会の実情を踏まえたプランにしてほしい。

（市の考え方）

市民の皆様、中学生の意識調査、策定懇話会の意見を踏

まえ、できるだけ様々な実情に沿った内容となるよう検討してきました。

これからも様々な実情に対応できるように必要に応じて見直しを行っていきます。

◎市民各々が計画に沿って参画活動するために、市民（家庭）の取り組み目標を出されたらどうか。

（市の考え方）

推進のための指標の中で男女の家事平均時間の格差の縮小を目標にします。

◎市内の幼稚園教諭・保育士へ、男女共同参画についての研修機会を設けてほしい。

（市の考え方）

これまでも研修を行ってききましたが、より充実した研修を推進していきます。

【問合せ】

企画課 市民協働推進係
（牛津庁舎）
担当 森永・坂田
☎63-8803

有料広告募集中！

『市報おぎ』を使ってあなたのお店をPRしてみませんか？申込方法など詳細はお問合せください。

■掲載料 縦4.5cm×横8.5cm 10,000円
縦4.5cm×横17.5cm 20,000円

【問合せ】秘書広報課（牛津庁舎）

担当 副田 ☎63-8801

Email: hishokouhou@city.ogi.lg.jp

HP: http://www.city.ogi.lg.jp

小城のよかところ。うまかもん探せなうココ

佐賀の検索&コミュニケーション
さがすばんた

<http://www.sagasubanta.com/>

株式会社音成印刷 TEL 0952-73-4113

有料広告

まちの話 題

あんなこと
こんなこと
新発見

牛津FC Jrが佐賀県社会体育優良団体に

地域スポーツの普及・発展に貢献した団体に贈られる平成18年度 佐賀県社会体育優良団体表彰式が平成19年3月19日(月) 佐賀県庁で行われ、牛津FC Jrが選ばれました。牛津FC Jrは創立30年を迎え、地域に密着したクラブ運営を行い、また世代間の交流を積極的に行うなど、その活動が他の模範となっているとして表彰され、吉野佐賀県教育長から表彰状が授与されました。

自分たちが育てた大豆でみそづくり



岩松校区馬場子どもクラブの親子が昨年夏、近くの休耕田に近所の人に手伝ってもらい大豆の種をまき、年末に刈り取り、槌でたたいて実を取りました。

3月3日、岩松支館調理室で10人が参加して、その大豆を使って味噌作りに初チャレンジしました。

大豆は自分の家で煮て持ってきたこともあって短時間で味噌作りは終了。近くのおばさんの指導で味噌玉を桶に詰め込む作業は、親子たちには珍しく、ワイワイ言いながらとても楽しそうな様子でした。

海と山の自然を守り隊 in 天山

表紙でも紹介しましたが、4月14日(土)、天山社上宮周辺などで「第1回海と山の自然を守り隊 in 天山」が開催されました。宝の海「有明海」を守り育てるために、「水源となる山を守り育てよう」と市内の漁業関係者、芦刈小緑の少年団、小城の自然を育てる会の会員ら約40人が参加しました。神事と江里口市長の挨拶のあと、佐賀中部森林組合の指導を受け、クワヤスコップで地面を掘り、イロハモミジの苗360本を植えました。



三日月スラッガースが結成30周年



三日月小学校の児童で構成する軟式少年野球チーム三日月スラッガースが結成30周年を迎えました。

三日月スラッガースは、昭和52年に結成され、平成16年には学童オリンピック九州大会で準優勝するなど強豪として知られ、今年福岡ソフトバンクホークスに入団した川頭投手も在籍していました。

現在、3年生から6年生の部員22人が週5日、学童オリンピック県大会優勝を目標に練習をしています。

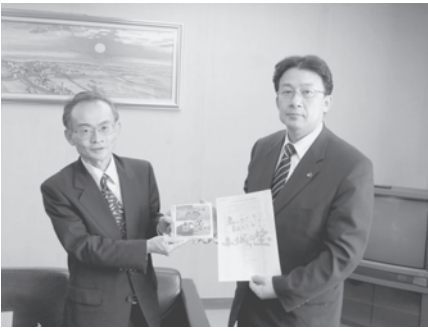
4月21日からは、30周年を記念する大会が17チームの参加で開催されました。

知ってた？知ってる？小城市の宝

3月25日、まちづくり団体「フォーラム小城」の七田会長が市役所を訪れ、同団体の発足20周年を記念して作成されたCD「知ってた？知ってる？小城市の宝」を200枚、小城市に寄贈していただきました。

このCDは小城市の文化的な史跡等をはじめ、小城市百選などをわかりやすく記されています。

七田会長は「もっと小城市のことを知り、子どもたちにも伝えていきたい」と述べられ、江里口市長も「市内の図書館や小中学校などで活用していきたい」と話されました。



入学おめでとう



4月10日（火）、市内の8つの小学校で入学式が行われ、466人（男子234人、女子232人）の新生が誕生しました（写真は桜岡小）。

新入生は上級生に迎えられて笑顔で入場し、校長先生の話を真剣な表情で聞いていました。また、式終了後は、教室で担任の先生の話聞き、新しい生活に胸をふくらませていました。

また、11日には、4つの中学校で入学式が行われました。

よろしくお願ひします

4月1日、小城市役所に新たに採用された職員を紹介します。

（写真左から）遠田周平／産業建設部下水道課、蘭広子／福祉部高齢障害福祉課、鮎川真理／総務部秘書広報課の3人です。

これからよろしくお願ひいたします。



小城市広域循環バスがスタート

4月12日（木）、牛津町保健福祉センター「アイル」で広域循環バスの出発式を行い、江里口市長からバスのカギが、砥川保育園の園児たちからは安全運転を祈って交通安全のお守りが、バスの運転手さんに手渡されました。

出発式の後、記念すべき第1便は砥川保育園の園児たちを乗せ、三日月から来てくれた「ミカちゃん」と芦刈から来てくれた「ピヨント」に見送られて定刻の9時15分にアイルを出発しました。

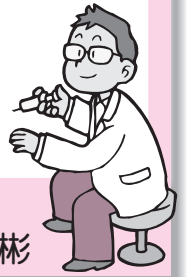


広域循環バスは、来年3月末までの試行運行で、29人乗り、平日のみ「アイル」を発着地点として、約1時間かけて市内を巡回します。

また、便数は1日4便となっており、料金は無料、誰でも利用できます。

市役所各庁舎、各保健福祉センター、市民病院への移動にご利用ください。

薬の正しい 飲み方について



小城市民病院院長
佐藤 彬

胃カメラのお話

誤った薬の飲み方で胃カメラを必要とした2例を紹介いたします。1例は血を吐いて来た方でカメラをしてみますと、薬の包装ごと飲んでしまつて銀紙の角が食道粘膜に刺さつて出血していました。2例目は前胸部の不快感でカメラでは薬がそのままの形で食道にくっついていました。薬を飲む時に水を飲んでなかったためです。この他にも誤った薬の飲み方で、様々な困った事が起きています。

薬は処方された 形で飲む

カプセルを外し、中だけ飲む方もいますが（プラスチックは要らないなどの理由で）、胃で溶けるように計算されていたり、腸で溶けるように、わざわざカプセルになっているのです。薬に対する自己判断は止めてください。

水か、ぬるま湯で飲む

最低コップ1杯の水分で飲んで、胃の中にきちんと流し込んでください。先ほどのように食道にくっついてしまう

と面倒です。寝たきりの人も起こしてから飲ませてあげてください。お茶だと吸収が悪くなったり鉄剤や、ある種の抗生物質では効果が半減してしまいます。牛乳、炭酸飲料は必要成分が変化する事があるし、グレープフルーツはある種の降圧剤の効き目を狂わせてしまいます。

飲む時間

主な服用時刻の目安を上げてみましょう。

食前（食事の前30分）、食直前（食事を目の前にしてから飲む薬です。糖尿病の薬など特殊なものに限ります）、食後（食事の後30分）、食直後（食事の後すぐ）、食間（食事の後2時間）、就寝前（寝る前30分）。
時間と回数は守ってください。飲む時間は吸収を考慮して決められています。回数是有効血中濃度から決められています。

飲み忘れた時

原則として忘れた時は抜いてください。血中濃度が高くなると副作用が出やすいからです。ただ抗生物質は時間をずらして飲んでください。

急に中止すると 危険な薬

ジギタリス、抗不整脈剤などの心血管系の薬や糖尿病薬は飲み忘れないように注意してください。

降圧剤を止めると、飲む前より血圧が上がつてから元に戻ります（反兆現象）。脳出血を起こしやすくなり大変危険です。降圧剤だけでなく自己判断での服薬中止は危険です。

薬の保管

直接日光の当たる所、湿気の多い所、高温の所は避けてください。子どもの手の届かない所に置いてください。また薬はその人のために処方されています。絶対に人に上げないでください。風邪薬、頭痛止めの薬でも主治医は症状などを考慮して、その人の為に出しているからです。

かかりつけ薬局の勧め

内科と整形外科、眼科など複数の病院にかかっている時は主治医に飲んでる薬を見せてください。また病院は複数でも薬局は1カ所のかかりつけ薬局で処方してもらう事が

大切です。同じ種類の薬がだぶつていたり、飲み合わせては行けない薬が出ていた時にチェック出来ます。

かかりつけ薬局を持ち、何かおかしい時には薬剤師に相談してください。急にボケ症状が出た高齢者の方の原因が、胃薬のせい、胃薬を止めたから認知症に似た症状が軽快した例もあります。遠慮せず薬剤師に相談してください。薬剤師の自宅訪問制度もあります。介護保険でも医療保険でも利用できます。服薬がうまく出来ない時、自宅で実際の生活を見ながら指導する事でうまく行く事もあります。

時間外受診の方へ

急病等での時間外受診の場合は、必ず電話で宿日直医師の診療科をお問合せください。

専門外の疾病の場合は、診療できませんのでご了承ください。

小城市民病院 ☎73-2161

暮らしの 生活情報

消防法が改正！ 住宅用火災警報器の 「検査に来た」には注意を！

相談事例

訪問した業者が「警報器の検査に来た」と言うので家に上げたところ、「火災警報器の設置が法律で義務化された、どうせ設置するなら防犯などにも使える緊急通報システム装置のほうがよい」と勧められ、35万円もの契約をしてしまった。クーリングオフ期間内に電話で解約を申し出たところ、クーリングオフしないように説得されてしまった。

ひとこと助言

- 消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことから「検査に来た」、「設置しないと罰則規定がある」などの口実で家の中に入りこみ、住宅用火災警報器を売りつける被害が増えています。設置については、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から義務付けられます。
- クーリング・オフは、証拠が残るハガキで申し出をしましょう。詳しい手続きは、下記の消費生活相談員に相談しましょう。

訪問販売・電話勧誘販売・消費者契約などのトラブル
消費生活相談を受付けています。

困ったときは早めにご相談ください。
消費生活専門相談員による相談を
毎週月・水・金曜日(10:00～16:00)
電話・面談にてお受けします。

相談専用電話 ☎ 72 - 5667

市民課(小城庁舎)消費生活相談係

☎73-8800 内線2146 担当 高木

クーリングオフは
はがきで申し出を！



だまされない ともちゃん

**旧日本赤十字社救護看護婦
及び旧陸海軍従軍看護婦
の皆様へ**

請求期限が、2年間延長され平成21年3月31日までとなりました。

先の大戦において戦地等に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方（慰労給付金受給者を除く）に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

書状の贈呈は、請求に基づいて行われますので、請求される方は、請求書を下記送付先へ直接送付してください。なお、請求用紙は、小城市役所社会福祉課（三日月庁舎2階 ☎73-8825）にあります。

請求書類の送付先及び問合せ先
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省大臣官房管理室
業務担当

☎ 03-5253-5182

☎ 03-5253-5190

**「見つけよう みんなが
もってる いいところ」**

毎年5月5日から5月11日までの1週間は、「児童福祉週間」です。

児童福祉週間は、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に、国、地方公共団体、家庭、学校、福祉関係機関・団体、児童福祉施設、企業及び地域社会等、社会全体が一体となり、子どもの声も反映させながら様々な啓発事業や行事を実施することにより児童福祉の理念をより広く知らせ、子どもを取り巻くいろいろな問題への社会の関心を高めることを目的に実施されます。

問合せ先

こども課（小城庁舎）担当 柳川・池田 ☎ 73-8821

**小城ウインドアンサンブル
ファミリーコンサート**

日時：平成19年5月20日（日）
開場：13時30分 **開演**：14時00分
場所：ドゥイング三日月
入場料：無料

曲目

♪ Mr. インクレディブル
♪ 千の風になって
♪ サザエさん
♪ 時代劇スペシャル
♪ 刑事アクションメドレー 他
子どもから大人まで楽しめるステージです。ぜひご家族でご来場ください。

問合せ先：団長 吉田

☎ 090-1929-0075

ホームページ

<http://www3.ocn.ne.jp/~muraji/ogiwind.htm>

**恩給欠格者、戦後強制抑
留者、引揚者の皆様へ**

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げられてこられた者の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状を受けた方、書状等の請求をしなかった方も対象です。

請求用紙は、社会福祉課（三日月庁舎2階 ☎73-8825）にあります。

請求期間：平成19年4月1日～平成21年3月31日

資格要件などの問合せ先

独立行政法人
平和祈念事業特別基金
無料電話 0120-234-933
（月～金、9：15～17：15）

受講者募集とご案内

若者自立支援セミナー

～職業生活を豊かなものにするために～

☆若者自立支援セミナー
セミナー①

「職業ふれあいセミナー」

ホテル・旅館業
講師：小原 健史氏 和多屋別荘 代表取締役 **日時**：5月17日（木）14時～16時

セミナー②

「自分みがきセミナー」
志望動機等の書き方と表現法
講師：白梅 英子氏（ル・レープ代表） **日時**：5月24日（木）

14時～16時 **受講料**：無料 **定員**：各30名（申し込み順） **会場**：雇用・能力開発機構 佐賀センター（佐賀市兵庫町若宮、JR伊賀屋駅前）

問合せ・申込先：佐賀センター
☎ 0952-26-9498

**例会及びイベントに
参加しませんか！**

心の病のご家族の事でお悩みの方のご参加をお待ちしています。

市民のボランティアも大募集！

下記どの団体もあなたの参加をお待ちしています。詳しい活動の内容は電話でのご照会をお願いします。

NPO法人佐賀げんき会

代表 松田 孝

☎/☎ 0952-73-3948

きよみずの会（精神障害者家族会）会長 相原 一郎

☎/☎ 0952-72-2951

佐賀みょうが塾Nファミリー
（精神障害者社会復帰小規模作業所）責任者 野田理津子

☎/☎ 0952-62-8637

第6回天山アートフェスタ in 小城

開催日時 5月21日(月)～27日(日) 10時～18時
場所 小柳酒蔵(株)高砂本蔵、明治蔵
 (小城町上町)

内容 作品展示 プロ・アマを問わず、県内外で創作・芸術活動を行っているアーティストの作品を展示。出品作品は絵画、工芸、書道、陶芸、音楽など約100点。

墨文字コンテスト、絵付け体験ほか
 出品者、見学者が共に参加して楽しむ様々なイベントを企画しています。

入場料・参加料：無料

問合せ先：特定非営利活動法人天山ものづくり塾
 担当 久保 ☎72-2263

お詫びと訂正

4月20日発行の月間健康カレンダー掲載の小京都ホテルの里ウォークについて参加申込が「桜楽館」となっておりましたが、集合場所の間違いでした。申し込みについては市報おぎ4月20日号の裏表紙に掲載しておりますのでご参照ください。お詫びして訂正します。

Consultation

各種相談

相談名	相談日	場所	時間
健康相談	毎週月曜日	三日月町 ゆめりあ	9:30～11:30
		芦刈町 ひまわり	
	毎週金曜日	小城町 桜楽館	9:30～11:30
		牛津町 アイル	
医師による健康相談	毎週金曜日	小城町 桜楽館	14:00～15:00
行政相談 人権相談 心配ごと相談	毎月第1火曜日	芦刈町 ひまわり	13:30～15:30
	毎月第2火曜日	三日月農村環境改善センター	
	毎月第3火曜日	小城町 桜楽館	
	毎月第4火曜日	牛津公民館	
身障者相談	毎月第3金曜日	小城町 桜楽館 相談室	10:00～15:00
	毎月第1月曜日	三日月農村環境改善センター 会議室	9:00～12:00
	毎月第3水曜日	牛津町 アイル ボランティアルーム	10:00～12:00
	毎月第3水曜日	芦刈町 ひまわり 相談室	9:00～12:00
消費生活相談	毎週月・水・金曜日	小城庁舎 消費生活相談室	10:00～16:00

2007 青春・佐賀総体



総合開会式一般観覧者募集!

- 総合開会式
日時 平成19年7月28日(土) 午前9時50分～
場所 佐賀県総合運動場陸上競技場
- 募集人員 4,000名
- 入場料 無料
- 申込期限 平成19年5月1日から5月31日まで
- 申込方法 ①郵送(専用申込用紙)、又は②インターネット(「2007青春・佐賀総体」公式サイト <http://saga-soutai.jp/>)
- 申込用紙 各市町保健体育主管課、県現地機関、県内高等学校、県内郵便局及び県内ローソンなどで入手できます。
- 問い合わせ先 平成19年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県実行委員会事務局「一般観覧者募集係」☎0952-25-7335

注意!

エアゾール式簡易消火具で破裂事故

- ・簡易消火具の概要
- 製造業者
 ・ヤマトプロテック株式会社
- 商品名
 ・ヤマトボーイKT ・FMボーイK
- 製造時期
 平成13年11月～平成14年7月
 平成17年10月で、全ての同型品の品質保証期間が終了していますが、廃棄されずにそのまま設置されていると容器内面の腐食が進み、破裂事故が発生するおそれがあります。もし、この消火具を持っている場合は、製造業者フリーダイヤル(0120-801084)へ電話してください。
- 問合せ先 総務課 消防交通係(牛津庁舎)
 担当 山口・挽地 ☎63-8800

住民基本台帳 人のうごき

平成19年4月1日現在(前月比)

人口	>>>	46,836人 (-99)
男	>>>	22,184人 (-84)
女	>>>	24,652人 (-15)
世帯数	>>>	14,539 (+9)

ふるさとの

風景

シリーズ 25



織島神社の楠(三日月町東分)

幹周りが6.3m、樹齢約600年といわれ、市の天然記念物に指定されています。



小城市市民憲章

小城市は、秀峰天山と有明の海、田園に恵まれ、伝統、文化、自然と調和のとれた美しいまちです。

私たちは、小城市民であることに誇りと自覚と責任を持ち、平和を願い、未来へ向かって前進するまちを築くため、この憲章を定めます。

- 一 豊かな自然を大切に、環境にやさしいまちにします。
- 一 歴史と伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化を創造するまちにします。
- 一 健やかな心と体をつくり、福祉の充実したまちにします。
- 一 働くことに喜びと誇りを持ち、活力あるまちにします。
- 一 思いやりの心を持ち、認め合い笑顔が輝くまちにします。

(平成19年4月1日制定)